

道経連通信

臨時号35

発行所／北海道経済連合会

TEL:011-221-6166 (代表) / FAX:011-221-3608

発行人／菅原 光宏 全10頁

編集／中村 俊一、袖川 知恵美

臨時号

ホームページ <http://www.dokeiren.gr.jp/>

道経連通信 臨時号35

◆ 道経連 より

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請等の一部解除等について

北海道より、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請等の一部解除等に伴い、下記の内容についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

北海道は5月31日までの「緊急事態宣言」が継続していますが、道が設定した全道レベルの基準をクリアしたことから、5月25日（月）よりさらに休業要請施設の一部解除を進めることとしております。

石狩振興局管内以外については、新型インフルエンザ特別措置法に基づく休業要請を行っていた施設のうち、過去にクラスターが発生していない1000㎡を超える大型商業施設や、遊技施設等を解除するとともに、石狩振興局管内においても、酒類の19時以降の提供自粛等を解除することと致しました。

【休業要請対象施設について】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

※なお、今般休業要請が解除となる対象事業者の皆様は、

先般ご案内しておりました休業要請に関する支援金（以下URL参照）については、

5月24日（日）まで休業に御協力いただければ、支援金をお支払いします。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/keiejizokukarinjitokubetsusushienkin.htm>

道では、感染症の拡大防止のために、取り組んでいただきたい事項として、国のガイドライン等に基づき、7つのポイントとして以下URLのとおり取りまとめておりますので、取組の実践及び取組の可視化に向けた掲示についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

皆様のご協力により、国の緊急事態宣言解除の基準値の達成に近づいており、コロナに強い社会をつくるため、ライフスタイル、ビジネススタイルを変革する取組を可視化し、道民と事業者が連携し、感染リスク低減、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげる「新北海道スタイル」を創ることを目指し、引き続きご協力いただけますよう宜しくお願いいたします。

【問合せ先】

休業要請専用ダイヤル

電話番号：011-206-0104 又は 011-206-0216（直通）

開設時間：8：45～17：30（土・日・祝日も開設）

各 位

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請等の一部解除等について
日頃から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進について、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、北海道は5月31日までの「緊急事態宣言」が継続していますが、道が設定した全道レベルの基準をクリアしたことから、「新北海道スタイル」の実践を前提として、5月25日(月)よりさらに休業要請施設の一部解除を進めることとしております。

石狩振興局管内以外については、新型インフルエンザ特別措置法に基づく休業要請を行っていた施設のうち、過去にクラスターが発生していない1000㎡を超える大型商業施設や、遊技施設等を解除するとともに、石狩振興局管内においても、酒類の19時以降の提供自粛等を解除することと致しましたので、別添のとおりお知らせいたします。

また、道では、感染症の拡大防止のために、取り組んでいただきたい事項として、国のガイドライン等に基づき、7つのポイントとして別添のとおり取りまとめております。

貴団体においても、会員団体・企業等に対し、取組の実践及び取組の可視化に向けた掲示について周知いただきますようお願いいたします。

皆様のご協力により、国の緊急事態宣言解除の基準値の達成に近づいており、コロナに強い社会をつくるため、ライフスタイル、ビジネススタイルを変革する取組を可視化し、道民と事業者が連携し、感染リスク低減、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげる「新北海道スタイル」を創ることを目指し、引き続きご協力いただけますようお願いいたします。

記

1 休業要請対象施設について
別紙1のとおり

2 経営持続化臨時特別支援金(第2弾の支援金)について

(1)対象となる期間

今般、休業等の要請が解除となる対象事業者の皆様は、先般ご案内しておりました第2弾の支援金については、5月24日(日)まで休業に御協力いただければ、支援金をお支払いします。

今回解除とならない施設の事業者の皆様は、引き続き休業に御協力をお願いします。

(2)問合せ先

休業要請専用ダイヤル

電話番号：011-206-0104 又は 011-206-0216(直通)

開設時間：8：45～17：30(土・日・祝日も開設)

3 「新北海道スタイル安心宣言」7つのポイントについて

別紙2～4のとおり

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
【休業要請・休業確認班】
【経済部新給付金制度検討チーム】

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

（別紙1）

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域
 ※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
遊興施設等	キャバレー	対象	対象	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ダンスホール	対象	対象	対象	対象	
	スナック	対象	対象	対象	対象	
	バー	対象	対象	対象	対象	
	ダーツバー	対象	対象	対象	対象	
	パブ	対象	対象	対象	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	対象	対象	対象	
	ヌードスタジオ	対象	対象	対象	対象	
	のぞき劇場	対象	対象	対象	対象	
	ストリップ劇場	対象	対象	対象	対象	
	性風俗店	対象	対象	対象	対象	
	デリヘル	対象	対象	対象	対象	
	アダルトショップ	対象	対象	対象	対象	
	個室ビデオ店	対象	対象	対象	対象	
	ネットカフェ	対象	対象	対象外	対象外	
	漫画喫茶	対象	対象	対象外	対象外	
	カラオケボックス	対象	対象	対象	対象	
射的場	対象	対象	対象	対象		
ライブハウス	対象	対象	対象	対象		
場外馬（車・舟）券場	対象	対象	対象	対象		
運動・遊技施設	体育館	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	対象	対象外	対象外	
	ボウリング場	対象	対象	対象外	対象外	
	スケート場	対象	対象	対象外	対象外	
	スポーツクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	対象	対象	対象	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	バッティング練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	陸上競技場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	野球場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	テニスコート（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔剣道場	対象	対象	対象外	対象外	
	弓道場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	マーチャン店	対象	対象	対象外	対象外	
	パチンコ屋	対象	対象	対象外	対象外	
ゲームセンター	対象	対象	対象外	対象外		
テーマパーク	対象	対象	対象外	対象外		
遊園地	対象	対象	対象外	対象外		
劇場等	劇場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	対象	対象外	対象外	
	プラネタリウム	対象	対象	対象外	対象外	
	映画館	対象	対象	対象外	対象外	
	演芸場	対象	対象	対象外	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域
 ※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
集会・展示施設	集会場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の休止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	対象	対象外	対象外	
	展示場	対象	対象	対象外	対象外	
	貸会議室	対象	対象	対象外	対象外	
	文化会館	対象	対象	対象外	対象外	
	多目的ホール	対象	対象	対象外	対象外	
	神社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寺院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	教会	対象外	対象外	対象外	対象外	
	博物館	対象外	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の休止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の休止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）
	美術館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	図書館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	科学館	対象	対象外	対象外	対象外	
	記念館	対象	対象外	対象外	対象外	
	水族館	対象	対象外	対象外	対象外	
	動物園	対象	対象外	対象外	対象外	
	植物園	対象	対象外	対象外	対象外	
ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外		
旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外		
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の休止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 石狩施設の使用停止及び催物の開催の休止について協力を依頼。（特措法によらない協力の依頼）ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼（注1）
	ペット美容室（トリミング）	対象	対象外	対象外	対象外	
	宝石類や金銀の販売店	対象	対象外	対象外	対象外	
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象	対象外	対象外	対象外	
	古物商（質屋を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	
	金券ショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	古本屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋盤店	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオレンタル	対象	対象外	対象外	対象外	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	対象外	対象外	対象外	
	ゴルフショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	土産物店	対象	対象外	対象外	対象外	
	旅行代理店（店舗）	対象	対象外	対象外	対象外	
	アイドルグッズ専門店	対象	対象外	対象外	対象外	
	ネイルサロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	まつ毛エクステンション	対象	対象外	対象外	対象外	
	スーパー銭湯	対象	対象外	対象外	対象外	
	岩盤浴	対象	対象外	対象外	対象外	
	サウナ	対象	対象外	対象外	対象外	
	整体院（※1）	対象	対象外	対象外	対象外	
	エステサロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	日焼けサロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	脱毛サロン	対象	対象外	対象外	対象外	
	写真屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	フォトスタジオ	対象	対象外	対象外	対象外	
美術品販売	対象	対象外	対象外	対象外		
展望室	対象	対象外	対象外	対象外		

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象外	うち1,000㎡以下施設	対象外	
大学・学習塾等	大学	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (特措法によらない協力の依頼)ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼(注1)
	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	日本語学校・外国語学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	インターナショナルスクール	対象	対象外	対象外	対象外	
	自動車教習所	対象	対象外	対象外	対象外	
	学習塾	対象	対象外	対象外	対象外	
	オンライン授業	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家庭教師	対象外	対象外	対象外	対象外	
	英会話教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	音楽教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	そろばん教室	対象	対象外	対象外	対象外	
バレエ教室	対象	対象外	対象外	対象外		
体操教室	対象	対象外	対象外	対象外		
文教施設	幼稚園	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中学校	対象	対象	対象外	対象外	
	義務教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専修学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専門学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中等教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
	特別支援学校	対象	対象	対象外	対象外	

(※) 「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「新北海道スタイル」の実践を要請する。

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	うち1,000㎡以下施設	
医療施設 (※1)	病院	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	歯科	対象外	対象外	対象外	対象外	
	薬局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	接骨院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔道整復	対象外	対象外	対象外	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
	婦人保護施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外	対象外	対象外	対象外		
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	対象外	対象外	対象外	
	靴屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	衣料品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	雑貨屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	文房具屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	酒屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
食事提供施設	飲食店（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	料理店（※1）	酒類提供時間短縮に関する協力依頼を解除	酒類提供時間短縮に関する協力依頼を解除	対象外	対象外	
	喫茶店（※1）					
	和菓子・洋菓子店（※1）					
	タピオカ店（※1）					
	居酒屋（※1）					
	屋形船（※1）					
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）					対象外
	カプセルホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	民泊	対象外	対象外	対象外	対象外	
	共同住宅	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寄宿舎	対象外	対象外	対象外	対象外	
	下宿	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ラブホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
ウィークリーマンション	対象外	対象外	対象外	対象外		
交通機関等	バス	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	レンタカー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	電車	対象外	対象外	対象外	対象外	
	船舶	対象外	対象外	対象外	対象外	
	航空機	対象外	対象外	対象外	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域
 ※網掛けは5/25以降の変更部分

カテゴリー	対象	石狩振興局		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡ 以下施設	対象外	うち1,000㎡ 以下施設	対象外	
工場等	工場	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	対象外	対象外	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	対象外	対象外	対象外	
	A T M	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券取引所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券会社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保険代理店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	官公署	対象外	対象外	対象外	対象外	
各種事務所	対象外	対象外	対象外	対象外		
その他	理髪店	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸倉庫	対象外	対象外	対象外	対象外	
	郵便局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	メディア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	不動産屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	質屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	獣医	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ペットホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	プライダルショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	本屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自転車屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家電販売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	園芸用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	鍵屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	100円ショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	駅売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家具屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	花屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
ランドリー	対象外	対象外	対象外	対象外		
クリーニング店	対象外	対象外	対象外	対象外		
ごみ処理関係	対象外	対象外	対象外	対象外		

（※）「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「新北海道スタイル」の実践を要請する。

「北海道スタイル安心宣言」について

先般、国が公表した各業種別のガイドラインから、共通する事項を抽出し、この内容を専門家にもご確認いただいたうえで「7つのポイント」として整理しております。（別紙3）

事業者の皆様が取組を実践いただくにあたっては、国が公表している業種別のガイドラインや、道庁のホームページで道内企業や団体が実施している感染防止策の取組事例を公表しておりますので、こちらをご参考にさせていただき、新たな工夫も検討いただければ幸いです。

こうした、各事業者様の取組を可視化し、お客様にもしっかり伝わるよう、チラシやホームページ、入り口や店内などに「北海道スタイル安心宣言」として掲示いただくことが、感染防止対策を行っているお店を選ぶという道民の皆様への行動に結びつき、事業者の皆様へのさらなる取組の工夫につながるという好循環を目指しておりますので御協力をお願いします。

1 「北海道スタイル安心宣言」 別紙3及び別紙4のとおり

別紙3に事務所名等を記載してそのまま掲示する、または、7つのポイントを踏まえた事務所独自の取組を記載する場合は、別紙4に取組内容を記載して掲示ください。電子データは、下記の道のホームページに掲載しております。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

2 業種別のガイドライン、取組事例等

「北海道スタイル安心宣言」には7つのポイントを例として記載していますが、各事業者様で取組をご検討いただくにあたり、下記もご参考ください。

(1) 業種ごとのガイドライン（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

(2) 企業団体の取組事例（道ホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/kinkyu/korona-torikumi.htm>

私たち事業者は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

「7つの習慣化」

に取り組みます！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・ 間仕切りなどの活用。
 - ・ 人数制限や空席の確保。
 - ・ 時差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
(感染症対策の可視化(見える化))

「新北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「**7つの習慣化**」
に取り組めます！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
・
・
2. スタッフの健康管理を徹底します。
・
・
3. 施設内の定期的な換気を行います。
・
・
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
・
・
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・ 間仕切りなどの活用。
 - ・ 人数制限や空席の確保。
 - ・ 時差出勤、テレワーク など
・
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
・
・
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
(感染症対策の可視化(見える化))

(店名) _____